第６章　　防　災　部

1. 防災部の主要事業

(1)防災対策事業

防災意識の向上、災害発生時における迅速な初動体制の確立を目指した防災訓練、研修会等を実施する。

(2)水防対策事業

水防計画の改定、水防資機材を備蓄することにより、的確な水防活動を実施し水害を未然に防止し、また関係機関で設置した減災対策協議会の取組を通じ、被害の最小化を図る体制を整備する。

(3)地域防災力強化推進事業

地域防災力の向上を目的として、各地区災害対策本部等が実施する防災訓練等に要する経費の補助を行う。

(4)地域防災指導員の設置

地域防災力の強化を図ることを目的とし、防災に関する知識の普及や各地区での防災訓練等において指導的役割を担っていただく「地域防災指導員」を配置する。

(5)防災資機材整備事業

近年、大規模化している災害に対応するため、松江市の災害特性などを踏まえ、高齢者、障がい者などの要配慮者の視点やニーズに配慮した防災資機材を年次的に整備・備蓄する。

(6)原子力防災対策事業

地域防災計画(原子力災害対策編)や原子力災害広域避難計画に基づく災害対応手順の確認や、応急対策活動の迅速化、的確化を図るため、原子力防災訓練を実施するなど、実効性ある原子力災害体制を確立する。

(7)原子力安全対策事業

立入調査を実施するなど、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定を厳格に運用し、島根原子力発電所の保守・運転等に伴う安全性を随時確認する。松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催し、市民の意見を聞き、原子力安全行政に反映する。

(8)原子力広報事業

原子力関連施設の見学会、原子力広報紙の発行などを通じ島根原子力発電所の状況及び原子力防災に関する情報提供を行い、周知を図る。

2. 防災　　（防災危機管理課）

(1)**松江市地域防災計画**

災害対策基本法の規定に基づき、松江市防災会議が、本市、関係機関、市民、事務所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する計画である。

風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編、原子力災害対策編及び資料編により構成されており国の防災基本計画の修正等を受け、令和8年2月に一部修正を行った。

(2)**松江市国民保護計画**

武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び島根県国民保護計画を踏まえ、区域における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、他の機関との連携協力などを定めた計画である。

(3)**防災施設整備の状況**

①防災拠点施設

○松江市防災センター

②情報通信設備・機器・システム

○松江市防災行政無線（同報系）

○IP 無線機

○松江市防災メールシステム

○緊急速報メール・エリアメール

○Yahoo！防災速報アプリ（自治体からの緊急情報）

○松江市防災情報 X

○松江市公式 LINE

○屋内告知端末（おしらせ君）

○松江市ホームページ

○全国瞬時警報システム（Jアラート）

○総合防災情報システム（県端末）

○衛星携帯電話

○被災者支援システム

○定点監視カメラ

○災害情報共有システム

③備蓄

○橋北地区……市役所・支所・消防本部・総合体育館・旧市公民館　等

○橋南地区……支所・旧市公民館・市営小浜アパート・忌部小学校・第三中学校　等

④飲料水の確保

☆循環式耐震性貯水槽（容量 50 ㎥・5,500 人×3日分／1基）

○橋北地区……内中原小学校・北公園・川津小学校

○橋南地区……湖南中学校・津田小学校・中央小学校・古志原小学校・湖東中学校・総合運動公園

☆給水ステーション

○橋北地区……松江市役所、皆美ヶ丘女子高等学校グラウンド、北陵町水道用地

○橋南地区……サンライフ松江駐車場

☆耐震管による給水機能確保施設

○松江市内避難所等 76 箇所

(4) 自主防災組織の育成・強化

○自主防災組織の結成　475 隊（令和8年3月末現在）

(5) 災害時における各種応援協定締結状況（令和8年4月1日現在）

☆市内所在機関及び民間団体等との協定

84 件

☆市町村相互間における協定

17 件

☆その他の協定

23 件

3. 原子力安全 ・ 防災　　（原子力安全対策課）

(1) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（安全協定）

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、島根県、松江市及び中国電力(株)で締結。

平成17年3月に島根県、旧鹿島町及び中国電力(株)の三者で締結していた安全協定を市町村合併により引き継いだものであるが、平成18年2月に発電所が重点的に取り組むべき事項を明確化することなどを理由に協定の改定を行っている。

これまで、原子炉施設の変更等の計画に対する事前了解や立入調査などを行い、保守・運転に関する安全性の確認を行っている。

(2) 松江市原子力発電所環境安全対策協議会

島根原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映することを目的として、平成17年11月に設置。

設置要綱では市議会議員、各種団体の推薦を受けた者及び市職員の合計50人以内の委員で協議会を組織することになっている。

これまで協議会では、島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画や、平成22年3月に発覚した島根原子力発電所の保守管理の不備、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ国において策定された新規制基準や島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査、島根原子力発電所1号機の廃止措置などを議題に委員から意見を聞いている。協議会設置以降、令和7年度末現在で合計58回の会議を開催した。

(3) 松江市原子力災害広域避難計画

地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市域を越える広域的な避難措置に必要となるルールや体制を定め、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的として策定する計画であり、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、平成26年3月に策定し、令和8年3月に一部改定を行った。

また、広域避難計画に基づき、地区毎に定められた避難経路及び避難経由所の確認及び視察を行うとともに、避難先自治体から説明を受けることにより、広域避難計画の周知及び避難先に関する理解を深めることを目的とした視察研修を平成25年度より実施している。

令和7年度末現在で合計37回(地区)、1,123人の住民参加により視察研修を行った。

(4) 原子力関連施設見学会

原子力に関する理解促進を図るため、広報・調査等交付金を活用し、市民を対象とした原子力関連施設の見学会を実施している。

平成17年度以降、令和7年度末現在で合計84回開催し、2,195人の方が参加した。